

会員・会費制度改正のお知らせ

～ICT標準化活動の更なる飛躍に向けて～

TTC事務局 事務局長 金谷 学 総務部長 末吉 忠浩

1. はじめに

TTC会員各社におかれましては、平素より、TTCの標準化活動、業務運営に多大なご貢献、ご理解、ご支援をいただき、感謝申し上げます。

TTCでは、ICTを巡る急速な環境変化の中、市場ニーズ、技術の進展、国際的な動向等に対応した適時適切な標準化活動を推進するための一環として、今般、会員・会費制度改正を行いました。

以下に、その概要を紹介します。

2. 目的及び経緯

インターネットやモバイルが飛躍的に発展し、グローバル市場がダイナミックに変化する中、ネットワーク基盤上において多彩なサービスが出現しています。また、社会生活・経済活動の各種課題解決のため、ICT利活用に対する期待が大きくなっています。TTCでは、設立以来、マルチキャリア相互接続をはじめとしたネットワーク標準の制定を行ってききましたが、最近では、上位レイヤや融合分野等多種・多様なテーマに対する標準化への需要が高まっています（図1）。

このような状況下において、TTC会員各社による標準化活動がより行い易くなることが重要であるとともに、上位レイヤや融合分野を含めた新たな分野に対応していくため、業際分野の企業、中小企業、大学等といった広範な方々に数多く参加していただくことが必要となっています。また、ICTを巡るビジネス環境が厳しさを増す中、TTCにおける標準化活動を安定的・継続的に行っていくため、経営基盤の維持・強化も必要となっています。

このため、TTCでは、平成26年度、理事懇談会の下に経営改善推進委員会を設置し、会員会費制度を含めTTCの経営改善策について精力的に議論を行ってきました。その検討を受け、平成27年2月の理事会において会費制度改正の基本方針が了承され、同3月には会員説明会が実施されました。同5月の理事会に

おいて改正内容が審議了承され、同6月22日の定時総会にてTTCの定款及び関連規程の改正が決議され、会員・会費制度の改正が実施されることとなりました。

3. 会員・会費制度改正の要点

(1) 改正の方針

今回の会員・会費制度改正は、次の基本方針で行うこととしました。

- ・広範な企業・機関（業際分野の企業、中小企業、大学等を含む）が参加し易くなること。
- ・既存会員が現状のまま新制度に移行しても、会費増とならないこと。
- ・専門委員会への追加参加、専門委員会の新設・再編を行い易くなること。
- ・年度途中において、入会及び新設専門委員会への参加がし易くなること。

(2) 改正の内容

上記のような観点を実現するため、定款、入会金規程、会費規程等を改正し、次のように内容を変更しました。

なお、改正後における会員の種類と会費額及び活動範囲は、表1及び表2のようになります。

①会員の種類の追加（準会員及び協力会員を新設）

業際分野の企業や、中小企業、大学等の多彩な会員の参加を得るため、定款を改正し、従来からの正会員及び賛助会員に加え、準会員及び協力会員を新設しました。

新たなカテゴリーとしての準会員及び協力会員は、TTC標準制定等の決定には参加できないものの、特例的に、事業内容や規模により、標準草案作成等の活動に参加・協力することが認められる会員です。なお、これらの会員であっても、標準制定等の決定に参加するために、正会員として入会することが可能です。

・正会員

情報通信ネットワークに係る標準を作成することにより、情報通信分野における標準化に貢献するとともに、その普及を図るというTTCの目的に賛同して入会された方が対象です。

標準案・中期標準化戦略案の議決権がある等、TTCの標準化活動に関する意思決定は総会の議決権を有する正会員によってのみ行われます。

・準会員（今回追加）

情報通信ネットワークに係る標準を作成することにより、情報通信分野における標準化に貢献するとともに、その普及を図るというTTCの目的に賛同する情報通信業以外の事業やICT利活用事業を行う業際分野の方が対象です。

主としてTTCの標準の作成に参画するために入会された会員です。なお、総会の議決権はありません。

新たな市場ニーズ、融合分野への対応が期待されます。

・賛助会員

TTCの趣旨に賛同し、主として作成された標準及び調査研究結果を入手するために入会される方が対象です。なお、総会の議決権はありません。

・協力会員（今回追加）

TTCの趣旨に賛同する中小企業、大学等のうち、主として標準の作成に協力するために入会される方が対象です。なお、総会の議決権はありません。

斬新なアイデアや高度な知見による標準化作業への貢献が期待されます。（中小企業は、資本規模が5千万円以下又は従業員数が50人以下といった規模の企業）

②入会金

会員の種類の追加に伴い、入会金規程を改正し、入会金として準会員は5万円、協力会員は2万円を納入する旨の規定を追加しました。

- ・正会員 10万円
- ・準会員 5万円（今回追加）
- ・賛助会員 5万円
- ・協力会員 2万円（今回追加）

③年会費

会員の種類の追加に伴い、会費規程を改正し、準会

員及び協力会員の年会費納入に関する規定を追加しました。

（注）会費は、1会計年度当たりの口数制。（1口は45万円：平成27年6月22日現在）

・正会員

毎年度、1口を納入します。

・準会員（今回追加）

毎年度、N/5口を納入します。Nは初年度1で、毎年度1ずつ増加します。

すなわち、入会年度は1/5口、次年度は2/5口、3年目の年度は3/5口、4年目の年度は4/5口のように、年会費を算定します。なお、Nが5となった場合、年会費は正会員と同等になることから、正会員へ移行するものとしています。

・賛助会員

毎年度、1/2口を納入します。

・協力会員（今回追加）

毎年度、1/5口を納入します。

④専門委員会参加費（注）

・正会員

毎年度、登録専門委員会数毎に1口を納入します。

・準会員（今回追加）

毎年度、登録専門委員会数毎にN/5口を納入します。（入会年度は、N=1とし、年度経過と共に1加算します。）

・賛助会員

－（専門委員会への登録はありません。）

・協力会員（今回追加）

毎年度、登録専門委員会数毎に1/5口を納入します。

（注）移動通信網マネジメント、3GPP、3GPP2、oneM2M専門委員会及びBSG専門委員会に登録される場合は、別途、負担金が必要になります。

⑤部門制の導入

これまでの会費制度では、専門委員会への参加費が、登録する専門委員会数に直接連動し、新規テーマのために専門委員会が新設されると会費増につながることから、新規テーマへの取り組みが遅くなるなどの事象が生じていました。

このため、専門委員会への追加参加を行い易くするとともに、専門委員会の新設・再編を柔軟に行えるよ

うにするため、会費規程を改正し、部門制を導入することとしました(図2)。現在18ある専門委員会を5つの部門に分類することとし、正会員では、1部門内において、1専門委員会参加は1口、2以上の専門委員会参加は2口のみ参加費としました。これにより、これまでと参加する専門委員会が変わらない会員は会費が増加せず、また、参加する部門によっては会費増なく専門委員会への参加拡大が可能となります(図3)。

この部門制は、平成28年度から導入されるものであり、平成27年度は従来どおりの運用となります。また、部門制が適用されるのは正会員であり、準会員及び協力会員は、年会費と同様の口数単位に登録専門委員会数を乗じて、専門委員会参加費が算出されます。

参考までに、部門制に関連しては、10年以上前に部門委員会という会議体の制度がありましたが、今回の制度は当時のものとは異なります。複数の専門委員会からなるグループとしての部門制の導入により、会費と専門委員会登録数の連動を小さくし、専門委員会に参加し易く、また専門委員会の新設・再編が行い易いよう、制度設計を行ったものです。

⑥年度途中における入会及び専門委員会参加

- ・年度途中に入会する場合(年会費・専門委員会参加費の減額措置)

従来は、年度途中の入会の場合であっても、年度当初の入会の場合と同様の会費を納入することとなっていたため、特に年度後半の入会の際には負担感が大きいことが課題でした。

このため、会費規程を改正し、年度途中の入会の場合には、当該年度の年会費及び専門委員会参加費を月割りで算出することとしました。計算にあたっては、端数は百円単位で切り上げます。

- ・年度途中に新設された専門委員会へ参加する場合
年度途中に新設された専門委員会へ参加する場合、月割りで専門委員会参加費を算出する旨、会費規程を改正しました。計算にあたっては、端数は百円単位で切り上げます。

なお、年度途中における既存の専門委員会への追加参加については、これまでと同様、月割りの適用はありません。

⑦個別プロジェクトの扱い

今回の会費制度の改正は、個別プロジェクトの負担金へは影響しません。

従いまして、3GPPs関係の専門委員会(移動通信網マネージメント、3GPP、3GPP2)、oneM2M専門委員会、BSG専門委員会への登録にあたっては、これまでと同様、そのプロジェクト毎に算出された別途の負担金が必要となります。

(3) 施行日

会員の種類の追加(準会員、協力会員)、年度途中における減額措置(入会時、新設専門委員会参加時)に関しては、施行日は平成27年6月22日です。

部門制の導入に関しては、施行日は平成28年4月1日です。このため、来年3月に行われる平成28年度の専門委員会への登録手続きの際には、部門制を考慮する必要がありますので、会員の皆様におかれましては、ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

4. 今後に向けて

TTCは1985年10月に設立され、今年は30周年の記念の年です。

その節目にあたり、会員種類の追加や部門制の導入など、会員・会費制度関連の大きな改正が行われたこととなります。

会員の種類については、業際分野の企業、中小企業、大学等の参加拡大のため、準会員及び協力会員が追加されました。これにより、ICT利活用や融合分野等多様なテーマへの対応促進が期待されます。

今回の措置により、多くの新規会員の参加を得て、新たな分野への積極的な取り組みが促進され、市場ニーズ等に対応したTTC標準が数多く発信されていくことが期待されます。

今後、ホームページの充実やセミナー等の機会により、TTC会員各社や新規加入対象者に新たな会費制度に関する理解を深めていただけるよう広く周知を図るとともに、TTCの標準化活動がより円滑に推進されるよう継続的に業務改善に努めていく所存ですので、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

ご不明の点、詳細はTTC事務局(otoiawase@ttc.or.jp)にお問い合わせください。



図1 会費制度改正の背景



図2 平成28年度から導入される部門制と会費額(正会員)



図3 部門と専門委員会

表1 会員の種類と会費額

会員の種類と会費額		標準作成・標準化活動への参加・協力を主とする企業等			情報収集を主とする企業等
		正会員	事業内容、事業規模等により特例的に認められる会員		賛助会員
			準会員	協力会員	
入会時	①入会金	10万円	5万円	2万円	5万円
入会時 (*2) 毎年度	②年会費	1口	N/5口 (*3)	1/5口	1/2口
	③部門・専門委員会参加費 (*4)	部門参加費(*1)の総和	N/5口×登録専門委員会数 (*3)	1/5口×登録専門委員会数	—

- ・会費額1口は45万円（平成27年6月22日現在）です。
- *1：1部門傘下においては、1専門委員会参加時は1口、2専門委員会以上参加時は2口のみです。
- *2：入会会員は、入会月以降の当該年度の②年会費および③専門委員会参加費は、月割とします。
- *3：入会年度はN=1とし、年度経過と共に1加算します。
- *4：移動通信網マネージメント、3GPP、3GPP2、oneM2M専門委員会及びBSG専門委員会に登録される場合は、別途、負担金が必要になります。
- ・部門制は平成28年度から導入するため、平成27年度中においては、正会員の③の欄は、従来どおり登録専門委員会数に比例した参加費となります。

表2 会員の種類とその活動範囲

会員の種類とご参加頂ける活動		標準作成・標準化活動への参加・協力を主とする企業等			情報収集を主とする企業等
		正会員	事業内容、事業規模等により特例的に認められる会員		賛助会員
			準会員	協力会員	
総会	・TTC最高決定機関	○			
標準化会議	・正副議長への立候補及び推薦者の選出	○			
	・標準制定(承認採決)、中期標準化戦略等の決定	○			
企画戦略委員会	・中期標準化戦略案の作成 ・重点課題、検討体制等の決定	△ (委員は、正会員から理事会が選任)			
IPR委員会	・標準に関わる工業所有権、知的財産権に関わる業務	○			
専門委員会	・正副委員長への立候補及び選任	○			
	・標準類(*1)等の制定	○			
	・標準類草案の作成	○	○	○	
情報収集	・関連するグローバル標準化団体対応の情報共有・協調	○	○	○	
	・TTCレポート(制定標準類の解説、専門委員会検討状況、会合報告等)			○	
	・TTCウェブサイト上の会員限定情報、会員向け各種お知らせ			○	
アドバイザーグループ	・セミナー			○(*2)	
アドバイザーグループ	・国際連携、技術調査活動(*3)			○	
フォーラム活動(H28年度より計画)	・会員外を含めたフォーラム活動(*3)			○(*2)	

- *1：標準類とは、専門委員会が作成する、標準化会議制定対象の標準案、技術仕様書(TS)、技術レポート(TR)、調査報告書(SR)等成果物の総称です。White Paperも含まれます。
- *2：参加費無料または会員割引
- *3：国際連携、技術調査以外の現アドバイザーグループ活動はH28年度よりフォーラム活動への移行を計画中